ホ　［略］

へ　経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任

ト　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

チ　［略］

［二・三　略］

2　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　［略］

二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三　不適正意見　監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨

ホ　［同上］

［号の細分を加える。］

へ　［同上］

［二・三　同上］

2　［同上］

3　第一項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となつた財務諸表等の範囲について記載するものとする。

4　第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

5　第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三　監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五　監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六　監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

6　第一項第一号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　［同上］

二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は実施できなかつた重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三　不適正意見　監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由